

駒沢オリンピック公園ドッグランは「利用登録制」です

○ドッグランの利用

ドッグランを利用するには、あらかじめ利用登録を行い、利用時には**登録証の携行**が必要です（登録されていない方はご利用できません）。ご利用される際は、**お互いに登録証が見えるように携行**してください。

○利用登録制度

この制度は、ドッグランを利用される方に関係法令や利用規程等を守ることをお約束いただき、犬名・犬種、飼い主の住所・氏名等を登録する制度です。

この制度は、皆さまがトラブルなく、気持ち良くご利用いただける環境をつくっていくことを目的としています。制度の運用は、利用される皆さんのモラルによって支えられます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

○登録の受付

利用登録は、公園管理所の建物で午前9時から午後5時まで受け付けています。



ドッグラン登録手続きについて

場 所： 駒沢オリンピック公園管理所
 時 間： 午前9時から午後5時(ただし、年末年始は除く)
 必要なもの：

<新規登録の方>



犬鑑札

犬を飼い始めた際に市区町村に申請し、1度だけ発行する物。
更新の際は登録証で代用可能。



令和4年度の狂犬病予防注射済票

黄色タグ、シールあるいはリボンの形をしています。紙ではありません。

<更新の方 (※令和3年度に登録していた方)>



令和4年度の狂犬病予防注射済票

黄色タグ、シールあるいはリボンの形をしています。
紙ではありません。



前年度の登録証(青色)

青色の登録証のご提出がない場合は、新規登録となるため鑑札をお持ちください。

ご注意！

動物病院で発行される注射済証の用紙では登録ができません。



種 類		生年月日
毛 色	性 別	オス・メス
名	体 格	大・中・小
登録の時期		

上記の犬に対して狂犬病予防注射を 年 月 日に付ったことを証明します。
 実施獣医師
 氏名

※注記 本証を(国山市保健科・畜産科)に提示して注射済票の交付を受けて下さい。